

審議に関する申し合わせ事項

児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づき、当会議が地域型保育事業の認可に関する意見を述べるための審議を行う場合においては、当会議の委員中当該認可の対象となる事業の関係者がある場合には、当該委員は当該会議への出席や発言はできるが、当会議としての意見の集約には加わることができない。

平成 27 年 3 月 26 日

守口市子ども・子育て会議